

<p><b>エクスパック取扱終了のお知らせ</b></p>
-------------------------------

2014年3月31日をもって、エクスパックの引受けを終了し、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、お手持ちの未使用の「EXPACK500（エクスパック封筒）」の払戻しを行うことになりました。

未使用の「EXPACK500（エクスパック封筒）」をお持ちのお客さまは、下記期間中にお申出いただきますようお願いいたします。

## 記

<b>払戻しの対象となる前払式支払手段</b>	EXPACK500（エクスパック封筒）		
<b>払戻しのお申出期間</b>	2014年4月1日から2015年3月31日まで ※ 当該期間にお申し出いただけない場合、本払戻し手続から除外されます（この手続による払戻しを受けることができなくなります。）ので、ご注意願います。		
<b>お申出の方法</b>	各郵便局（簡易郵便局を除きます。）の窓口にお申出ください。 ※ 窓口営業時間は、各郵便局にお問い合わせいただくか、日本郵便のホームページでご確認ください。		
<b>払戻しの方法</b>	以下のご希望の方法により、払戻しに応じます。		
	払戻しの方法	お支払時期	手数料負担
	ご指定の銀行口座へのお振込み	お申出の翌月末日まで	なし（送金手数料は当社負担）
	払出証書の送付	"	なし（郵送料は当社負担）
	500円分の普通切手類との交換	お申出と同時	なし
	※ 普通切手類との交換は、お客さまがご希望の場合に限り行います。 ※ 破損等により未使用であることが確認できない場合は、払戻しに応じることができません。		
<b>払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号</b>	日本郵便株式会社 （東京都千代田区霞が関一丁目3番2号）		
<b>お問い合わせ先</b>	お客様サービス相談センター フリーダイヤル 0120-23-28-86 （受付時間：平日 8:00～22:00 土休日 9:00～22:00）		

※ 上記期間終了後の郵便事業株式会社発行のEXPACK500（エクスパック封筒）（表面右下のロゴが「日本郵便」のもの）の払戻し方法については、別にお知らせします。

※ 日本郵政公社発行の定形小包包装物（エクスパック封筒）（表面右下のロゴが「日本郵政公社」のもの）については、内国郵便約款附則第6条の規定に基づき、上記と同じ手続により払戻しを行います。また、この期間終了後も、これまでどおり切手類との交換を受け付けます。